

カリタスの園かおり友の会後援会会則

(名称)

第1条 本会は、カリタスの園かおり友の会後援会（以下、「本会」という。）と称する。

(所在地)

第2条 本会は、事務所を東京都杉並区井草4-19-28社会福祉法人力リタスの園法人本部（以下、「法人本部」という。）内に置く。

(目的)

第2条 本会は、社会福祉法人力リタスの園児童養護施設竹の寮・白百合の寮・天使育児園・小百合の寮の在園児の入進学や就職自立、福祉の増進に必要な援助や、各種活動の支援、卒園生への支援、さらには会員相互の親睦や交流などを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) カリタスの園児童養護施設卒園生、カリタスの園児童養護施設職員であつた者及び現に職員である者並びにカリタスの園4施設が行う各種活動への支援協力や資金援助を行う者等の親睦を図るための事業
- (2) カリタスの園児童養護施設が行う各種活動への支援協力
- (3) 在園生の福祉の増進に必要な資金の援助並びに4施設が行う各種活動の実施に必要な資金の援助
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のために行う事業への協力支援や資金援助を行う個人・団体をもって構成する。

(年会費)

第6条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 一口 2,000円
 - (2) 団体会員 一口 10,000円
- 2 本会の会員になろうとする者は、年会費を添えて入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、所定の振込用紙にて年会費を納入した者は年会

費の納入をもって会員とみなす。

- 4 第1項の規定にかかわらず、特別に費用を必要とするときは、役員会の承認を経て臨時会費を徴収することができる。

(年会費の納入)

第7条 年会費は、毎年度末までに納入しなければならない。但し、新規会員は、入会時に年会費を納入するものとする。

- 2 既に納入した年会費は、いかなる事由があっても返還しない。
3 年会費を3年以上滞納した者は、退会したものとみなす。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
(2) 死亡し、又は会員である団体が解散したとき
(3) 除名されたとき
2 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に申し出るか、もしくは退会届を会長に提出しなければならない。
3 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的にそぐわない行為があったときは、役員会の承認を経て会長は当該会員を除名することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 1 「カリタスの園かおり友の会後援会」
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名
(3) 会計監事 2名
(4) 幹事 8名
(5) 顧問 1名
(6) 事務局員 複数名
- 2 「カリタスの園かおり友の会後援会」支部
(1) 支部長 1名
(2) 副支部長 各支部必要に応じて複数名置くことができる。
(3) アフターケア担当
(4) 修道院長・施設長

(役員の選出)

第10条 会長・副会長は4支部の役員の互選により候補者を役員会に諮り選任する。

2 支部長は、各支部により選出し施設長が任命する。

(役員の服務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計監事は、本会の会計監査を行い、各支部の支部長及び所属する施設長をあて、輪番制で行う。
- 4 幹事は、各支部の支部長及び所属する施設長をあて、支部を取りまとめるとともに他の役員とともに役員会を構成し、会務の相談、連携を図る。
- 5 顧問は、社会福祉法人力リタスの園理事長の職にある者をもってあてる。
- 6 事務局員は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常の事務を処理する。
また、事務局員は法人本部事務員職にある者をもってあてる。

(役員の任期)

第12条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員の報酬は無給とする。但し、実費弁償はすることができる。

(役員の選任及び解任)

第13条 役員の選任は、役員会において、同意を得て行う。

- 2 役員が心身の故障により職務に堪えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為があったと認められるときは、他の役員の過半数の同意により、これを解任することができる。

(会議)

第14条 本会の会議は、役員会とする。

- 2 役員会は、次の事項を議決する。
 - (1) 役員の選任
 - (2) 事業計画及び収支予算
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項
 - (5) 年会費の決定並びに臨時会費の徴収

- (6) 役員会で議決した事項の執行に関すること
 - (7) 役員会に付議すべき事項
 - (8) その他役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会は会長が招集する。但し、会長は、役員の過半数から役員会の開催を求められたときは、これを招集しなければならない。役員会の議事とともに、この会則に別に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決する。なお、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(予算及び決算)

第15条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日をもって終わる。

- 2 本会の事業計画及び収支予算は、役員会の議決を経て定める。
- 3 本会の事業報告及び収支決算は、役員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(会則の変更)

第16条 本会の会則は、役員会において総数の三分の二以上の同意がなければ変更することはできない。

(委任)

第17条 その他この会則に定めのない事項については、役員会の承認を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年10月 1日より施行する。